

福山市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第12項の規定により福山市長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2019年（令和元年）6月28日

福山市監査委員	近	藤	洋	児
福山市監査委員	山	下		清
福山市監査委員	中	安	加	代子
福山市監査委員	西	本		章

2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

保健福祉局 児童部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>保育課</p> <p>保育所（園）等入所児童尿検査業務について</p> <p>当該業務は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づき、保育所（園）等 で実施される児童の尿検査を委託により 実施するものである。</p> <p>業者選定に当たっては、一般競争入札の 結果、落札者がなかったため、随意契約に より実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>① 随意契約に当たっては、最初競争入札 に付するときに定めた予定価格に基づ き、適正に契約を締結されたい。</p> <p>② 契約書の作成及び履行確認に当たっ ては、福山市契約規則に基づき、契約保 証金に関する事項を明記するとともに 検査調書の作成を行うなど、適正に処理 されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>① 2019 年度（令和元年度）の契約につい ては、予定価格に基づき締結した。</p> <p>② 契約保証金に関する事項を明記するこ とについては、2019 年（平成 31 年）4 月 1 日 に締結した契約書に、契約保証金を明記し た。検査調書の作成については、2019 年（平 成 31 年）2 月の検査報告より、検査調書（「業 務委託完了通知書」及び「業務委託検査報告 書」）を作成している。</p>

2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

市民局 市民部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>内海支所</p> <p>備品管理について</p> <p>当該事務は、福山市財産管理規則等に基づき、業務で使用する備品の取得、管理及び処分を行うものである。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>① 備品の管理及び検査に当たっては、福山市財産管理規則等に基づき、現況を正確に把握、記録するなど、適正に実施されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>① 2019年（平成31年）2月1日から3月29日までの間、福山市財産管理規則等に基づき、全ての備品現物と備品使用簿の照合による再検査を実施した。</p> <p>その結果に基づき、適正に処理した。</p>

2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

市民局 市民部

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>沼隈支所</p> <p>沼隈支所及び沼隈サンパル用地に係る土地賃貸借について</p> <p>当該事務は、沼隈支所及び沼隈サンパルに隣接する駐車場の確保を主たる目的として用地を借り受けるものであり、両施設の竣工当時から契約の更新を続けている。</p> <p>現契約は、2016年（平成28年）4月から3年間の長期継続契約で、土地の所有者又は権利者との随意契約により実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>契約の締結に当たっては、契約書の記載内容と実際の状況の照合を徹底されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>2019年（平成31年）4月から3年間の長期継続契約を締結するにあたり、契約書の記載内容のうち、使用目的及び現況地目について、従前の契約において誤記のあった箇所を修正のうえ、2019年（平成31年）4月1日付けで契約を締結した。</p>